

別紙

諮問第1395号

答 申

1 審査会の結論

「起案文書」外11件を特定し一部開示とした決定及び「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づいてした同法4条所定の指定暴力団の連合体としての指定に係る決裁文書」を不存在を理由として非開示とした決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「東京都公安委員会が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づいてした次の指定に係る決裁文書 ア 同法3条所定の暴力団としての指定 イ 同法4条所定の指定暴力団の連合体としての指定」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視總監が平成31年3月8日付けで行った一部開示決定及び不存在を理由とする非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定及び非開示決定は妥当である。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和元年10月28日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年2月4日に実施機関から理由説明書を收受し、同年9月28日（第183回第三部会）及び同年10月26日（第184回第三部会）に審議した。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 指定暴力団等の指定について

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）は、3条において「都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、暴力団が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該暴力団を、その暴力団員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれが大きい暴力団として指定するものとする。」、4条において「公安委員会は、暴力団（指定暴力団を除く。）が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該暴力団を指定暴力団の連合体として指定するものとする。」、5条において「公安委員会は、前二条の規定による指定（以下…「指定」という。）をしようとするときは、公開による意見聴取を行わなければならない。」、6条において「公安委員会は、指定をしようとするときは、あらかじめ、…当該暴力団が第3条又は第4条の要件に該当するかどうかについての国家公安委員会の確認を求めなければならない。」、7条において「公安委員会は、指定をするときは、指定に係る暴力団の名称その他の国家公安委員会規則で定める事項を官報により公示しなければならない。」、8条において「指定は、3年間その効力を有する。」と定めている。

イ 本件開示請求に係る対象公文書及び非開示情報並びに請求文書について

本件開示請求に係る対象公文書は、別表に掲げる項番1から12までの文書（以下「本件対象公文書」という。）である。

実施機関は、本件対象公文書に記載された情報のうち、警察職員の氏名及び印影は条例7条2号及び4号に該当し、警察電話の内線番号は同条6号に該当し、個人の国（本）籍及び生年月日は同条2号に該当し、上記以外の非開示とした部分（以下「本件非開示情報」という。）は同条4号及び6号に該当するとして、それぞれを非開示とする一部開示決定を行った。

また、実施機関は、「東京都公安委員会が、暴力団員による不当な行為の防止

等に関する法律に基づいてした同法4条所定の指定暴力団の連合体としての指定に係る決裁文書（以下「本件請求文書」という。）については、不存在を理由とする非開示決定を行った。

ウ 本件対象公文書の特定について

実施機関は、本件対象公文書について、法及び暴力団による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）で定められた手続に基づいて作成し、東京都公安委員会が決裁した全ての文書が対象としており、本件対象公文書以外には法3条所定の暴力団の指定に係る決裁文書は存在しない旨説明する。

審査会が本件対象公文書を見分したところ、「指定暴力団指定上申書」、「意見聴取通知書」、「意見聴取の公示」、「指定に係る確認請求書」、「確認結果通知書」、「指定公示」及び「指定通知書」によって構成されており、これらが法5条から7条までの規定に係る手続により作成される文書であることに鑑みれば、他に作成を要する決裁文書は存在しないと認められる。

また、法8条に指定の効力は3年間と定められていることから、審査会が警察庁のホームページで公開されている統計資料により、平成28年度から令和元年度までの間に東京都公安委員会の指定により指定暴力団として公示されている団体を確認したところ、指定団体は、稲川会、住吉会、極東会及び松葉会の4団体だけであった。

以上のことから、本件対象公文書の外、対象公文書は存在しないとする実施機関の説明は首肯できるものであり、他に特定すべき公文書の存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらないことから、実施機関が本件対象公文書を特定したことは、妥当である。

エ 本件非開示情報の非開示妥当性について

審査請求人は、非開示部分のうち、警察職員の氏名及び印影、警察電話の内線番号並びに個人の国（本）籍及び生年月日については争わない旨主張していることから、審査会は、本件非開示情報の非開示妥当性について検討する。

実施機関によれば、本件非開示情報には、東京都公安委員会が法3条の規定に

基づき暴力団を指定暴力団として指定するに際し、当該暴力団が法3条各号の要件に該当することを立証するための調査手法、証拠資料の収集、認定要領等の外、当該暴力団に対する調査結果が具体的かつ詳細にわたって記載されており、これらの情報を公にすることにより、暴力団員らが指定暴力団の指定を免れるための防衛手段や証拠隠滅を図ることで、暴力団情勢の把握が困難となり、法の効果的な運用等による暴力団対策活動及び暴力団排除活動が阻害され、又は適正に行われなくなるなど、警察の暴力団対策事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから条例7条6号に該当すると説明する。

審査会が見分したところ、本件非開示情報には、実施機関が調査した具体的な暴力団の情勢及びそれらを基にする認定内容等が記載されており、これらの情報を公にすると、暴力団対策事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報は、条例7条6号に該当し、同条4号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

オ 本件請求文書の不存在の妥当性について

審査請求人は、東京都内に存在する指定暴力団の数及び暴力団員の人数、更には東京都が日本の経済の中心であって、暴力団員による資金獲得活動が活発である実情に照らすと、公文書の件名に係る指定を行っていないとの言明はにわかには受け入れ難い旨主張する。

これに対し実施機関は、東京都公安委員会が、開示請求の時点において、法4条の規定に係る指定を行っていないため、当該指定に関する決裁文書は作成しておらず存在しない旨説明する。

審査会は、警察庁のホームページで公開されている統計資料により平成28年度から令和元年度までの間の指定状況を確認することができたものの、法4条の規定に係る指定については確認することができなかった。

以上のことを踏まえると、本件請求文書は存在しないとする実施機関の説明は首肯できるものであり、他にその存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらないことから、実施機関が本件請求文書について不存在を理由に非開示とした決定は、妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、徳本 広孝、實金 敏明